

論文の内容の要旨

論文題目 社会的企業はどのような方法で社会問題を克服しているのか？

～インドの事例を中心に～

氏名 松本 勝男

(本文)

近年、先進国・途上国を問わず、種々の社会問題（環境破壊、貧困、教育普及、社会的排除、医療等）を創造的な手法を用いて解決を試みるソーシャルイノベーションの実践が広がっている。この分野は、「社会イノベーション」、「社会起業家」、「社会的企業」、「企業の社会的責任」、「BOP（Bottom of the Pyramid）」などの呼称や整理で欧米を中心に理論的研究や事例の蓄積が進んでいるが、用語や定義の概念は未だ様々である。例えば、「社会的企業」の研究では、非営利セクターにおいて営利企業の知見を持って活動する団体とする狭義の定義(Reis, 1990)から、「社会的包摂」の実践として障害者や移民等の雇用を行うヨーロッパの社会的協同事業や Social Firm の取組を対象としたものなど(Borzaga 他、2001)の広がりがある。

この内、途上国における社会的企業の個々の具体的な取組については、グラミン銀行やアラビンド眼科病院など、著名な組織の特徴的な業務遂行に必要なアプローチは明らかになっているが、個別企業の実証的な研究は未だ限定的であり (Kolk & Buuse, 2012)、社会的企業は、どのような特徴的なアプローチを用いて貧困層や社会的弱者の生活向上に資する活動を行っているのか、そのアプローチは横断

的に適用することが可能なのか、を追求することは、学術上及び実務上の観点から意義があると考えられる。

本研究の目的は、途上国における貧困層や社会的弱者を対象にした社会的企業のビジネスの取組において、その創造的なアプローチ（本論文では業務遂行アプローチと言う。）を事例研究を通じて分析し、その実態及び特徴について明らかにするものである。また、それに基づき、このような社会的企業の活動が途上国の発展段階において、どのような意義や重要性を持ち得るのかを考察するものである。今回の研究により、社会的企業の業務遂行アプローチについて一定のモデル性を浮き彫りにし、さらに、途上国の開発における社会的企業の役割を明らかにすることで、他研究者に新たな研究視点を提供する。また、本研究結果が民間企業や非営利団体などの実務者や社会的企業に支援を行う公的機関や開発援助機関のガイダンスとなることを成果とする。

上記の目的に従い、本論文では、最初（第 2 章）に先行研究に基づき、社会的企業の定義や特徴について論じた。社会的企業の市場志向のアプローチは、社会的課題の解決に資する社会サービスや製品の供給を効果的かつ効率的に行うことを可能にするとされるが、社会的企業に係る理論構築は未だその途上にあり、社会的企業の実践に基づいた活動タイプの類型化などが試みられている。社会的企業の特徴としては、対象階層の持つ様々な制約要因により、商売志向のビジネスモデルから従事志向のビジネスモデルに焦点を移す必要があり、短期的な経済的利益を目指すモデルより、長期的な社会経済面への寄与の観点で、社会的目的の達成を所与的に内包するビジネスモデルの構築と実践が必要である。また、社会的企業が直面する資源不足や適切な能力の欠如を克服する方法として、非営利団体や大学との協働体制の構築が重要である。ここでは、協働体制を機能させるために、それぞれの協働組織の協力意思と活動の強みによる共同目標の共有を行いつつ、協働組織間で信頼を構築し、それを維持する方法が必要となる。

また、同章では雇用モデル型の社会的企業の業務遂行アプローチについて、ヨーロッパの Social Firm 等の先行研究により抽出された特徴を記した。ヨーロッパの社会的企業の特徴として、財・サービスの供給により社会問題の解決を目指していること、企業は経済的なリスクを引き受けていること、有給の労働者雇用をしていること、企業経営に民主的特性があること、及び利益の分配における制約があることが挙げられる。Social Firm のビジネスに関しては、新規に立ち上げた中小企業の場合と同様に、企業体として持続的な事業や活動を行うことは困難としつつ、活動の実績に基づいた成功要件として、(1)従業員の能力に応じたジョブスキル取得と仕事の満足度、(2)組織の運営に必要なビジネスプランの作成、(3)市場のターゲティングの必要性、(4)政府の支援に係る法律・制度の整備、(5)適切な市場ニッチへの参入、(6)労働集約的な製品・サービスの選択、(7)ビジネス広報の実施、地域社会や様々な機関との連携、(8)障害者の企業経営への参加、などが既存研究で抽出されている。

続いて（第 3 章、第 4 章）、社会的企業の業務遂行アプローチの特徴を明らかにすべく、社会サービス・

製品供給型と雇用モデル型の 2 タイプの社会的企業に係る事例分析を行った。持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs)の達成には、政府や市民団体とともに民間セクターの果たす役割が期待されており、特に社会的企業に対して国際機関等の注目が集まっている。前者の社会サービス・製品供給型については、インドの貧困層 (Base of Pyramids : BoP) 向けに生活に必要な基本的なサービスや製品の供給を行う社会的企業に焦点を当て、特に顕著な実績を上げている社会的企業 20 社の事例を取上げ、制約的な活動条件・環境にかかわらず、貧困層の生活改善に資する事業の継続を可能にする業務遂行アプローチの特徴について論じた。同事例研究を通じて、(1)顧客の購買力に合わせた価格設定・支払いメカニズム、(2)顧客にモノ・サービスを届ける搬送・販売システム、(3)スキル開発を通じた対象顧客層の能力向上、(4)顧客層の生産性向上及び市場参加促進、(5)技術面の開発による対象顧客の拡大、及び(6)関係機関との協働、の特徴的な 6 つのアプローチを明らかにし、その結果に基づき、農業、クリーンエネルギー、医療・保健、教育・職業訓練、水・衛生の 5 分野における業務遂行アプローチの特徴と企業活動の成功要因について考察した。5 分野の横断的な共通の業務遂行アプローチとして、(1)最新技術の活用、(2)低価格設定と便利な支払い方法の採択、(3)独自の流通方法の構築、(4)利害関係者や協力団体との協働、及び(5)業務拡大のための業務遂行アプローチの適用性を導いた。

雇用モデル型については、アウトソーシングビジネスの枠組みにおいて、障害者を含む貧困層に雇用機会を提供する Impact Sourcing の仕組みに注目し、独自の取組により障害者雇用を進めるインドの企業・団体の事例研究を通じて、障害者雇用に係る業務遂行アプローチの持続性及び汎用性について論じた。世界有数の BPO (Business Process Outsourcing) 大国であるインドでは、国際的なアウトソーシングビジネスの拡大を背景に、業務受注を通じた障害者雇用の実践が進んでおり、障害者の労働者性に配慮しつつ、数百名規模の雇用を行っている企業・団体が存在する。本事例研究の結果として、対象企業・団体活動の持続性やビジネスモデルの汎用性の観点から、市場競争力の維持・強化に係る被雇用者の訓練・研修制度の充実や Impact Sourcing のクライアント側の需要喚起が重要であることや、同活動の実施ノウハウは Hub & Spoke モデルや先行企業からの指導を受けることで、スケールアップが可能であることを論じた。さらに、Impact Sourcing を通じた障害者雇用を促進するため、政府や地方自治体が需要側 (クライアント) ・サービス供給側への支援・働きかけや電気・通信のインフラ整備の推進など、ビジネスモデルを機能させる環境整備を行う必要性について論じた。

上記の事例研究を通じて明らかにした社会的企業の特徴的なアプローチは、行政サービスや民間の市場が限定的な途上国において、「取り残された人々」の包摂化に必要な取組と位置付けられるものである。これを受けて、本研究 (第 5 章) では、このような創造的な取組を必要とする途上国特有の状況及び社会的企業の役割について、特に障害者雇用の分野に焦点を当てた分析を行った。国際的な取組に影響を受ける形で整備されてきた途上国の障害者制度は、2006 年の国連障害者権利条約の批准

に至ることで、人権や雇用に係る法制・施策の確立が本格化している。アジア太平洋地域の障害者雇用制度は、「アジア太平洋障害者の10年（第1次から3次）」での提言や制度面で先行する日本などの取組を踏まえた整備が進んで来たが、雇用者割当制度や納付金制度の導入や定着の状況は国により異なっており、制度は整備されても実施面での課題が多いのが実態である。このため、日本の障害者雇用制度を1つの先行事例として比較の対象としつつ、アジアの7か国における障害者雇用制度を概観し、雇用促進に係る実施面の具体的な課題を記した。特に法定雇用率制度などが十分機能しない要因として、障害者の教育水準や雇用斡旋機関の課題の他、途上国特有のインフォーマル雇用の実態について分析し、法制度を整備しても、途上国では障害者雇用が必ずしも促進されない可能性について論じた。そのため、経済開発を通じたフォーマル経済の拡大が法制度の実効性を高めることを強調した。それらの論考に基づき、労働市場への参加が困難な障害者の雇用促進には、法や制度の整備と並行して、独自の取組により雇用機会を提供する社会的企業の役割が重要であり、その拡充が有効であることを述べた。さらに、すでに法制度の整備された日本での障害者の労働統合に係る新たな取組や社会的企業法を制定した他国の事例を示し、先進国・途上国を問わず、疎外化された人々の包摂化やインフォーマル雇用のフォーマル化の促進に社会的企業の果たす役割が重要であることを記した。

最後（第6章）に、本論文で新たに明らかにされた社会的企業の業務遂行アプローチ及び社会的企業の役割を再度確認し、社会的企業の活動を支援する制度構築の必要性を述べた。さらに社会的企業による具体的なインパクトの内容など、今後の研究対象として取り上げるべき論点を記した。

以上